

牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2016.1

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ あの人…外注or従業員？

新年あけましておめでとうございます。昨年までの「なんとなく」を1月からは「すっきり」しましょう(#^.^#) 私達が「外注さんですか？従業員さんですか？」と尋ねると、困り顔で「質問の意味が分からない」と…。これを牟田は「しらぼっくれて！社会保険逃れでしょ！」と言います。カチンときた「やるべきことはやる！」社長さん是非ご確認ください。

=下記の全てにチェックがついた、その人は「従業員」です！=

- 他人が代行して業務遂行または役務を提供することが認められない。
- 「1人工（人区）…円」など作業日数や時間を単位として報酬を支払っている。
- 作業の具体的内容や方法についての指揮監督がある。
- 引渡し段階でない完成品が不可抗力の為滅失した場合でも報酬を支払う。
- 材料費や道具等は支払先が支給及び負担している。



	外注（一人親方）	従業員
契約	請負契約に基づく	雇用契約に基づく
支払い	外注の指定する支払日迄	従業員の給与支払日
労災保険	一人親方保険 未加入の場合は全額自己負担	元請の労災保険
災害時の責任	自身が事業主なので自己責任	元請や勤め先や指揮者が問われる
雇用保険	自身が事業主なので適用除外	勤め先の雇用保険を適用
社会保険	自身が営む事業が 個人事業5名未満なら国民健康保険、 法人なら1名でも社会保険	勤め先が 個人事業5名未満なら国民健康保険、 法人なら1名でも社会保険
源泉徴収	源泉徴収は不要 (※ケースによっては必要となる場合有)	源泉徴収が必要
消費税	消費税分の控除可能	消費税分の控除不可

うちの場合ちょっと微妙…どっちが本人の為？会社の為？なにが正解か分からない！

そんな場合は、顧問の税理士先生 or 顧問の社会保険労務士先生または

社会保険労務士牟田美智代事務所 052-681-6006までお問い合わせ下さい。

外注は専任技術者や配置技術者に出来ないから、資格があるからって社会保険やっていないのに都合良く使っちゃダメよ！

2016年こそGマーク!

★運送業★

近年**緑ナンバー=Gマーク!!**と言われるほどすっかり定着してきたように思われます。認定事業所数は22,372事業所、全事業所の**26.7%**となりました。(27年度認定分含む)

Gマークはトラック運送業界全体の安全性向上に対する意識を高めるための環境整備を図ることを目的として、平成15年度からスタートしたものです。トラック協会が評価をし、認定した「**安全性優良事業所**」にのみ与えられる**安全・安心・信頼の証し**です。「我が社では安全に力を入れている!」と説明するよりも、Gマークを取得することで安全に対して取り組みを公に証明することが可能に。現在では仕事を任せるのに、Gマーク取得を必須としている荷主もいることからGマークの必要性が謳われ、重視されています。



Gマークのメリット

- 従業員とドライバーの意識の向上
- 違反点数の消去
- IT点呼導入の許可
- 2拠点で定時運行する場合の他営業所における点呼や同一敷地内のグループ企業間の点呼が承認されるなどの点呼の優遇
- 自動車保険料の割引



100点満点中80点が認定のライン!! 牟田事務所でお手伝いをさせていただいた事業所様は、どこも**90点以上の高得点**でGマークを取得しています。が、Gマークは年に1回しか申請期間がありません。慌てて直前に準備~というのは難しいものがあります。

よくあるのが、認定要件の教育と会議がごちゃごちゃになっていたり・・・外部教育に関してはRSTトレーナー牟田美智代所長が牟田事務所で開催するセミナーに出席してもらえばバッチリ!! ファシリテーター(進行役)として安全対策会議にも出張します。挑戦しようかなあ~と思っている事業所様は早めに牟田事務所へご連絡ください。計画を立てて進めましょう!

●運送業者様からの給与の相談が増えています

運送業は勤務形態が複雑で、拘束時間が長く、夜勤や残業の手当をつける必要がある場合がほとんどです。総支給額は多く支払っていても、支給項目が「残業手当」や「休日手当」、「夜勤手当」になっておらず基本給に上乘せして支払ってしまうと、残業手当や夜勤手当の未払いとなってしまうことも。社内運賃、売上げベースだから...とあきらめないでください。総支給額を変えずに給与の見直しが可能です。

不安、ご不明な方は牟田事務所 社労 給与担当まで!

★産 廃★

2016年 廃棄物処理法

2015年は廃掃法の改正といっても災害廃棄物処理に関することや水銀についての改正と、業務に大きく影響のある改正はありませんでした。現段階で2016年の廃掃法改正は全く目途が立っていません。

予想されるのは、2015年に審議された「店頭回収のペットボトルの運搬に関する特例」これは、スーパーマーケットなどの店頭で回収されたペットボトルや発泡スチロールトレイを専ら物とするというもの。しかし、市場原理に委ねると海外需要に大きく影響を受け、再生処理に回らなくなる。また、専ら物として取り扱おうと悪質な事業者であっても許可不要となり、さらには廃掃法に基づく収集運搬基準等の適用対象外となるため、環境保全上にも問題があるとされ、**専ら物として取り扱うことは困難と環境省は回答**しています。



今後、店頭回収されたペットボトル等が「一般廃棄物」と「産業廃棄物」のどちらに該当するのか、また専ら物として扱うのは困難だが、**再生利用指定制度を活用**できないかどうかを検討するという方針が示されています。

また、前回の改正は2010年であり、改正法施行後5年目となる2016年は**問題点の洗出しと改正すべき項目の抽出が不可欠な一年**になると考えられます。

お使いの駐車場 地目ってどうなっていますか？

福井県から産廃の更新許可申請の案件について、駐車場の地目が「田」「畑」だから審査を進められないと連絡がありました。都市計画法、農地法に基づき、地目が「田」「畑」になっている土地をそれ以外の用途で使用する場合は農地転用の許可あるいは届出が必要になります。

しかし農地法の手続きをしても登記まで変更されていないことも……。今回のケース以外でも、ここで許認可事業をやりたいからと聞き、土地の謄本を取ると地目が「田」「畑」になっていること、よくあるんです。さらに手続きをしたかどうか忘れてしまった、手続きはしたけど書類は残っていない……。農業委員会に確認をとっても、データや書類等の保存により、確認できないケースも。そうすると一から農地転用の手続きが必要になります。

これまで産廃の更新や変更許可などで、農転のことを言われたのは初めてでした。取扱いが変わったのか、細かいことが気になる担当者に代わってしまったのか……

積替え保管や処分業用地であれば他法令で農地法の確認を行うので、事前確認を牟田事務所で行い、後から問題になることはありませんが、車庫のような建物設備でない場合にも問題になるのは初めてでした。今回は福井県でしたが、もしかしたら愛知・岐阜・三重でも言われる日がくるかも……

許認可事業については特に大事になる都市計画法。営業所や車庫等の施設契約前に牟田事務所までご連絡ください！



愛知県の自動車盗難 40億円超

愛知県内の 2015 年自動車盗難の被害総額が、**40億円**を超えたことが愛知県警のまとめでわかりました。

認知件数も**2000件**を超え、都道府県別で**2年連続全国ワースト1位!!**

被害総額は、全国で約164億円。愛知県はその4分の1を占めました。

プリウスに次いでランクルやレクサスなど**愛知県内にトヨタ車が多く**、盗難車市場で人気が高いため、愛知県がワースト1位になっている原因と考えられます。自動車盗難防止装置「イモビライザー」を無力化する「キープログラマー」が出回っていることなども大きな要因です。愛知県警は自動車関連窃盗事件の被疑者検挙に結びつく情報提供者に対し、報奨金1万円が支払う「自動車関連窃盗情報報奨金」制度を実施しています。



年々、ほんの少しずつ被害が減少しているようですが、それでも、愛知県内だけで2000件、被害総額40億円という数字に驚くばかりです。

現状、「イモビライザー」を付けているから安心ということは決してなく、ハンドルロックや駐車場の見直しなど更なる防犯対策を考えなくてははいけません。

社用車でプリウスを使用されている事業所様も多いかと思えます。

休日や夜間、十分にご注意ください。

嵐・エグザイルライブで民泊OK! 旅館業許可不要

福岡市は、人気グループのコンサートなど大型イベントの開催による宿泊施設の不足を補おうと個人の**自宅などを宿泊施設として有料で提供**する民泊の協力者を募集しました。

通常、ホテルや簡易宿所等の宿泊料を受けて宿泊させる営業行為は**旅館業**として許可が必要となり、客室や浴室等の構造や公衆衛生、設置場所等の条件もあることから、小規模な宿泊施設の許可取得はなかなか難しいものがあります。

しかし今回の民泊は許可基準を引き下げるのではなく、深刻な宿泊施設不足に対応する制度。実際に人気グループ嵐のライブは来場者数5万人規模のものであり、福岡市内にある宿泊施設の部屋数は2万5000室!そして、嵐のコンサートが開催された時は福岡モーターショーも開催されその合計来場者数は15万人規模。どう考えても足りない・・・

嵐のファンは嵐友達になれそうな方の家に泊まりに行きたい!という人もいれば、他人の家で宿泊するということに抵抗がある人や、犯罪等を不安視する声もあります。宿泊者のことも考慮し、応募者が住居として利用していること、衛生管理がされていることなどの**応募条件が当然に定められています**。

福岡市はテロ防止や感染症の蔓延防止などの適正な管理、安全性の確保を図りつつ、**民泊サービスの活用**が図られるようなルールづくりが求められると話します。



とても画期的なアイデアだと思います。諸問題はつきものですが、福岡市のみならず、全国でもこのような制度が実施されれば、宿泊旅行者も増え少しは景気も良くなったりして!(^^)!ウチはその前に部屋を片付けよ〜っと。。。